

反社会的勢力への対応に関する基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（反社会的勢力との決別）

- 1 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 2 当会は、反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応をします。

（外部専門機関との連携）

- 3 当会は、警察、福井県暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって対応します。

以 上

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。